

電 子 納 付

はじめてみませんか？

電子納付について簡単にご説明をさせていただきます。

是非とも郵便料金を含む保管金について電子納付もご検討を
いただければと思います。

★電子納付ってなに？

- ▶ 電子納付とは、保管金（郵便料金等）をインターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）対応のATM等を用いて納付することです。



1

1. まず、そもそも電子納付について御存知ない方もいらっしゃるかと思いますので、そもそも電子納付とは何かについて御説明します。

電子納付とは、保管金（郵便料金等）をインターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）対応のATM等を用いて納付することです。

民事訴訟費用法上は、郵便料金を費用の納付方法は現金が基本とされておりますが、郵便料金については、郵便切手によって納付することも可能であり、多くの事件では郵便切手による納付を行っていただいているところかと思いますが、現金での納付方法の一つとして、電子納付を行っていただくことも可能になっていきます。

★電子納付って便利なの？

▶利用時間

✓原則として24時間365日、いつでもどこでも納付ができます。

- ・平日午後5時以降、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始に納付された場合には、即日に入金を確認することができないため、翌日又は休日明けの処理となります。
- ・保釈保証金、代替金及び追徴保全解放金を電子納付する場合には、ご注意ください。
- ・電子納付に対応していない保管金もありますので、必ず担当者に確認してください。

2

2. 次に、電子納付は非常に便利な方法であるにもかかわらず、あまり皆さまに知られておりませんので、何が便利なのかについて御説明します。

まず、郵便料金等の保管金を納めなければならないとき、現金であれば裁判所が開庁している時間に、わざわざ裁判所に赴いて納付していただいていることかと思えます。しかし、電子納付であれば、インターネットバンキングやペイジーを利用することになるため、時間や場所を問わずに納付することができます。ただし、スライドにも記載しているとおり、裁判所が入金を確認する時間はこれまでどおり開庁している時間のみですので、保管金の納付を急いでいる場合には、注意が必要です。

★電子納付って便利なの？

▶郵便料

- ✓電子納付により納める場合は、郵便切手の持参・予納は不要です。
- ✓残金は指定の預貯金口座に振り込まれます。
(振込手数料なし、還付手続不要)

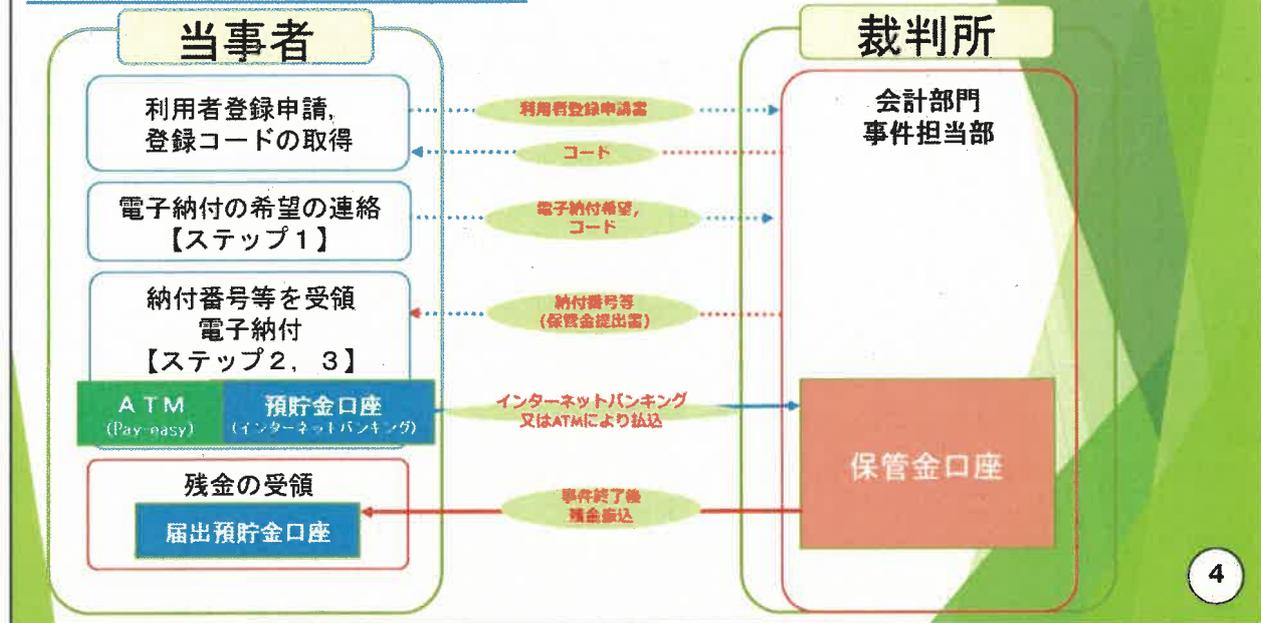
3

次に、郵便料を郵便切手で納付する場合については、書記官から追納の指示があった場合には都度購入し、郵送するかわざわざ裁判所に赴いて納付しなければならず、事件終了時に余っている場合には、郵便切手の返還を受けているかと思えます。

この点、郵便料金を電子納付していただければ、追納も電子納付でできますし、残金があれば預貯金口座に振り込まれます。振込手数料はかかりません。還付に当たって手続もいりません。郵便切手の郵送用に切手を使うこともなくなります。

ただし、郵便切手によらず、郵便料金を電子納付できる事件と、そうでない事件がありますので、事前に担当者に確認してください。

★電子納付の流れ



次に、電子納付をどのように行っていくのかについて御説明します。
電子納付のフローを記載したものがこちらの図になります。

★電子納付ってどうやってするの？ (利用者登録の申請)

- ▶ まずは**利用者登録を申請**してください。
- ✓ 裁判所の会計窓口「利用者登録申請書」を提出するだけです。
- ✓ 「利用者登録申請書」は裁判所のウェブサイトから入手することができます。
http://www.courts.go.jp/online/denshino_uhu/index.html
- ✓ 「利用者登録申請書」には、納付される方の氏名、住所、還付金の受取口座等を記入していただきます。

個人情報	
氏名	
住所	
電話番号	

納付金受取口座情報	
口座種別	
口座番号	
支店名	
金融機関名	

3. 次に、電子納付を利用する場合の手順について御説明します。
まず、保管金の電子納付を利用する場合、事前に利用者登録を申請して利用者登録コードを取得していただく必要があります。
利用者登録は、無料で行うことができ、スライドの右側に示した「電子納付利用者登録申請書」に必要事項（氏名、住所、電話番号）を記入した上で、裁判所の会計担当窓口へ直接又は郵送により提出していただきます。その際、併せて、保管金の残額の振込先となる金融機関の口座を指定することになります。
電子納付利用者登録申請書は、裁判所の会計担当の窓口へ用意があるほか、裁判所ウェブサイトからもダウンロードが可能です。

★電子納付ってどうやってするの？ (利用者登録の申請)

- ▶申請すると「利用者登録コード」が付与されます。
- ▶一度利用者登録をすれば、全国の裁判所で利用可能です。

→ **とりあえず、登録だけでもしてみませんか？**

The image shows a document titled '利用者登録申請書' (User Registration Application Form). A red box highlights a section of the form, likely the registration code field. The form contains various fields for personal information and registration details.

4. 利用者登録を申請すると、裁判所の会計担当の職員から、「利用者登録コード」が付与されます。
- 一度取得した利用者登録コードは、その後、全国の裁判所で共通して利用できるため、手続きごとに登録をしていただく必要はありません。ぜひ、これを機会に、まずは登録だけでもしてはいかがでしょうか？
- 現在のところ、地裁の民事訴訟事件等の郵便料については、電子納付することができます。
- なお、電子納付を2年以上ご利用にならないと、自動的に利用者登録コードが抹消されます。

★電子納付ってどうやってするの？ (実際に利用してみよう)

ステップ1 (電子納付の希望を伝える)

- ▶ 裁判所（受付／担当書記官）に次の事項をお伝えください。
 - ① 電子納付を希望する旨
 - ② 「利用者登録コード」

7

5. 実際に訴えの提起の場面で電子納付を利用する場合には、まず最初に、付与された利用者登録コードを記載したメモを訴状に添付するなどして、担当窓口で保管金の電子納付を希望する旨告げてください。

★電子納付ってどうやってするの？ (実際に利用してみよう)

ステップ2 (納付番号等を受け取る)

- ▶ 裁判所から電子納付に対応した「**保管金提出書**」(又は、**納付番号等** (①②③)) を受け取ってください。

保管金提出書には、①**収納機関番号**、②**納付番号**、③**確認番号**が記載されています。電子納付をするためには、これらの番号が必要になります。

以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付も可能です。

登録コード		
収納機関番号	納付番号	確認番号

8

6. すると、裁判所から、事件と紐づけられた収納機関番号、納付番号及び確認番号が記載された保管金提出書が交付されます。

電子納付をする場合には、今申し上げた番号等が必要となります。

訴状等が郵送で提出された場合には、保管金提出書は郵送又はファクシミリで交付されます。

現金で納付する場合には保管金提出書を裁判所に持参して納付していただく必要がありますが、電子納付の場合には、保管金提出書を裁判所に提出していただく必要はありません。

★電子納付ってどうやってするの？ (実際に利用してみよう)

ステップ3 (電子納付をする)



Pay-easy

- ▶ インターネットバンキングやPay-easy (ペイジー) 対応のATM等を利用して電子納付してください。

- ・原則として手数料は必要ありません。
- ・ATMで休日・夜間に納付する場合、金融機関によっては、ATMの時間外手数料がかかる場合があります。詳しくはご利用される金融機関にご確認ください。
- ・一部のネット専用銀行では利用できない場合があります。

- ★ 追納する場合も、ステップ1, 2と同様の方法により電子納付することができます。

9

7. 保管金提出書を受け取ったら電子納付をすることができます。

まず、ATMでの納付について御説明すると、ペイジー対応の金融機関のATMを利用し、手続選択画面上でペイジーを選択した上で、保管金提出書に記載された収納機関番号等を入力して、指定された金額を振り込み、電子納付を実行します。詳しくは、ペイジーのウェブサイトをご確認ください。原則として、電子納付については手数料は無料ですが、時間外手数料などがかかる場合がありますので、ご利用される金融機関にお問い合わせください。

インターネットバンキングを利用することも可能であり、その場合には、事前に利用者においてインターネットバンキングの登録等の利用環境を準備していただく必要があります。その上で、利用する金融機関のインターネットバンキングにログインし、手続選択画面上でペイジーを選択した上、保管金提出書に記載された収納機関番号、納付番号、確認番号を入力して、指定された金額を振り込み、電子納付を実行します。

一部のネット専用銀行については、インターネットバンキングでペイジーを利用できない場合があります。詳しくはご利用され

る金融機関にお問い合わせください。

なお、追納する場合も、ステップ1、2と同様の方法により電子納付することができます。

★電子納付ってどうやってするの？ (事件終了後の手続)

- ▶ 事件終了後，残金は利用者登録申請書で届け出た預貯金口座に自動的に振り込まれます。
- ▶ 還付の手続は一切不要です。
- ▶ 振込手数料もかかりません。

10

8. 事件終了等により保管金に残額等が発生した場合には，利用者登録の際に指定した口座に自動的に残金が振り込まれます。還付の手続などは一切必要ありません。

電 子 納 付

明日からはじめましょう！

以上のとおり、電子納付の手続は、事前の利用者登録が必要であるものの、その手続は、氏名・住所・電話番号などの必要事項を記入するといった程度のものであり、ATMやインターネットバンキングでの操作についても、一般的に利用されている振込手続と比較しても複雑なものではありません。

是非、明日から電子納付を始めてみてはいかがでしょうか。